

65歳以上の人の介護保険料のお知らせ

介護保険料は、4月1日現在の世帯状況および住民税課税状況等によって7月に確定します。

このため、4月から保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりです。

■特別徴収

(年金天引き)

4・6・8月の納付額は、平成30年2月と同額を天引きするようになります。(8月から保険料が変更になる場合もあります。)

■普通徴収

(納付書・口座振替)

4月から7月までは平成30年4月1日(賦課期日)現在の世帯の状況と、平成29年度住民税の課税状況等で算定した保険料を、暫定的に納付することになります。

4月中旬に納付書を送付します。4月2日以降に65歳になる人は、65歳となった月の翌月に納付書を送付します。



■65歳以上の人の段階別介護保険料額

| 保険料段階 | 世帯状況 | 対象者 | 保険料 |
|-------|-----------------|---|------------------------|
| 第1段階 | 世帯全員が非課税 | ○生活保護、老齢福祉年金を受給している人 ○「所得※」が80万円以下の人 | 月額 2,682円(年額32,184円) |
| 第2段階 | | 「所得※」が80万円を超え120万円以下の人 | 月額 4,470円(年額53,640円) |
| 第3段階 | | 「所得※」が120万円を超える人 | 月額 4,470円(年額53,640円) |
| 第4段階 | 世帯に課税者がおり本人が非課税 | 「所得※」が80万円以下の人 | 月額 5,364円(年額64,368円) |
| 第5段階 | | 「所得※」が80万円を超える人 | 月額 5,960円(年額71,520円) |
| 第6段階 | 本人が課税 | 合計所得金額が120万円未満の人 | 月額 7,152円(年額85,824円) |
| 第7段階 | | 合計所得金額が120万円以上200万円未満の人 | 月額 7,748円(年額92,976円) |
| 第8段階 | | 合計所得金額が200万円以上300万円未満の人 | 月額 8,940円(年額107,280円) |
| 第9段階 | | 合計所得金額が300万円以上400万円未満の人 | 月額 10,132円(年額121,584円) |
| 第10段階 | | 合計所得金額が400万円以上600万円未満の人 | 月額 11,324円(年額135,888円) |
| 第11段階 | | 合計所得金額が600万円以上の人 | 月額 12,516円(年額150,192円) |

※第1～5段階の「所得※」は「合計所得金額+課税年金収入額-課税年金に係る雑所得」のこと

問い合わせ

地域包括支援課 地域包括支援係 ☎75-6033
佐賀中部広域連合 業務課 ☎40-1135

＼ 配達のアバイト、パートさん /

多久市で

大募集!!

早起きで健康づくり!
ウォーキングがてら!
定年後の収入にも!

100%郷土eye
佐賀新聞

お問い合わせは

■ 東多久販売店 ☎ 76-4813
■ 多久中央販売店 ☎ 75-2040